

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、

サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）  
→ オープンイノベーションを活用した事業承継支援に取り組みます。
- b. IT 実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）。  
→ データの相互利用、DX導入支援に加え、効果的な運用を目指したオンライン・オフライン研修等でIT人材の育成支援を行います。
- c. 専門人材マッチング  
→ 取引先企業・パートナー企業と、専門人材の育成に関する教育訓練やカリキュラム情報 を共有し、相互補完的な専門人材育成とマッチングを進めます。又、専門人材ニーズに対応した、取引先企業・パートナー企業と連携し、人材情報を広く地域内で共有して、地域 内での人材の相互派遣やトレードを積極的に行います。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### 3. その他（任意記載）

○事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（フィfty・フィfty）」となるよう分かち合います。

○取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ(相場)等に基づき合理的に依頼・交渉します。

令和7年06月26日

更新日 令和8年01月01日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

ネクストエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 小林 一樹  
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
  - ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。